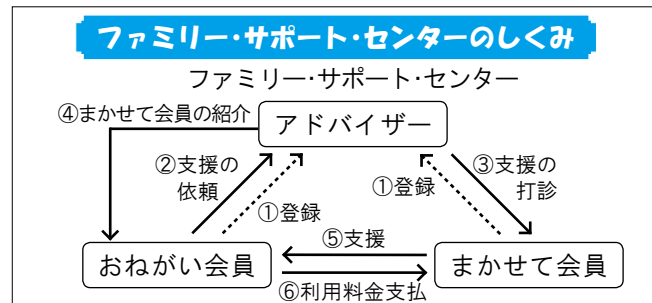


# ファミリー・サポート・センターの会員登録はお済みですか？

ファミリー・サポート・センター事業とは、支援を受けたい人「おねがい会員」と子育ての支援ができる人「まかせて会員」が会員登録し、相互支援活動（有料）を行うものです。  
宇美町ファミリー・サポート・センターは開設4年目を迎え、会員登録総数も145名になりました。支援活動を通して、「おねがい会員」と「まかせて会員」の家族間で交流が生まれ、子育て支援の輪もますます広がりを見せています。



☆☆利用者の声☆☆

まかせて会員さん宅のお子さんと一緒に過ごす息子は、とても楽しいようです。私も安心して仕事ができますし、何より心に余裕ができました。夕食もおねがいでいますが、1さん宅のお兄ちゃんたちの影響なのか、食もしっかりしてきて嬉しい限りです。  
(おねがい会員Mさん)

☆こんなときに利用できます☆

- 子どもをつれて出かけにくい時  
(学校行事、冠婚葬祭、買い物など)
- 保育園・学童保育所等への送り迎えができない時
- 保育園・学童保育所等が終了後、子どもをみる事ができない時

※対象年齢は生後6か月から小学校6年生までです。  
※預かる場所は、原則として「まかせて会員」の自宅です。

我が家の子どもたちもKちゃんがある日を楽しみにしています。中学生の息子が普段はムスツとしているのに、一緒に遊んだり、笑顔で食事をしたりする姿を見て成長を感じ嬉しくなります。Kちゃんがある日は普段以上に会話もはずみ、家族全員癒されています。  
(まかせて会員Iさん)

## 会員になるにはどうしたらいいの？

まずは、講習会への参加が必要です。その後、入会手続、会員登録となります。  
【おねがい会員】  
町内に居住、または勤務先のある方。  
※講習会1回と交流会への参加が必要です。  
【まかせて会員】  
町内に居住し、健康で支援活動に理解と熱意を有する20歳以上の方。  
※講習会4回と交流会への参加が必要です。

## 利用料金(子ども1人につき1時間の料金)

月～金曜日 (祝日を除く)	7時～19時	700円
	上記の時間外	900円
土、日、祝日 年末年始 (12/29～1/3)	7時～19時	800円
	上記の時間外	1,000円

※兄弟姉妹は二人目から半額となります。

## ～講習会のご案内～

回	日時・場所	講習内容	講師
講習会1	6月17日(金)	地域とともに子育て	家族相談士 山口紀美代 (福岡県社会教育総合センター家庭教育相談員)
講習会2	6月24日(金) 10:00～		
講習会3	6月28日(火) 12:00～	子どもの遊び	宇美町保育士
講習会4	7月1日(金) し～ず・うみ	子どもの安全と事故	日本赤十字社福岡県支部
交流会	7月9日(土)	事業説明、交流会	宇美町ファミリー・サポート・センターアドバイザー

- 申込方法 電話またはFAX
- 受講料 無料(講習会4のみ教材費200円)
- 申込締切 6月10日(金)
- 託児 有り(要事前申込、定員になり次第締め切ります)

【申込・問い合わせ】  
宇美町ファミリー・サポート・センター(し～ず・うみ内) TEL・FAX 932-0601  
健康福祉課子育て支援係(うみハピネス内) TEL 933-0797 FAX 933-0210



# 子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間は、これまでと同額の月額13,000円が引き続き支給されることになりました。

- ◆ 支給金額 子ども1人につき、月額13,000円
- ◆ 支給対象 0歳から中学校卒業まで  
※0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで
- ◆ 支給月 平成23年6月(平成23年2月分～5月分)  
平成23年10月(平成23年6月分～9月分)

## ⚠️ ご注意

次の方は、宇美町への申請手続きが必要です。  
・ 出生などにより、新たに養育する子どもができた方  
・ すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方  
・ すでに受給していて、他の市町村から転入をされた方  
次の方は、手続きの必要はありません。  
・ すでに受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方



## 平成23年6月の現況届の提出は不要です！

ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。詳しくは、健康福祉課 子ども手当係にお問い合わせください。

# 児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	父母の離婚等によって、父または母と生計を同じくしていない児童(父または母が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、手当を支給する制度です。
要件	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している父または母、または児童を養育している人に支給されます。  所得が一定以上の場合は手当が支給されません。(所得制限額はそれぞれ違います)	精神または身体に障がいを有する児童を監護している人に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。
月額	○全額支給(月額)41,550円/人 ※児童2人は5,000円加算、児童3人以上は1人につき3,000円加算。 ※一部支給(月額)は、所得に応じて金額が異なります。	○重度障害児(1級)50,550円 ○中度障害児(2級)33,670円
支給月	12月、4月、8月の11日  支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。	11月、4月、8月の11日
現況届提出月	8月	8月
	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。	

【問い合わせ】健康福祉課子ども手当係 TEL 934-2243